



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課
(福永・藤本)

電話：06-6949-6453

令和7年10月8日

民間車検場の事業取消し処分（近畿運輸局）

～車両3台に対するペーパー車検を実施～

近畿運輸局は、兵庫県明石市の自動車整備事業者に対し、ペーパー車検^{※1}による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いましたので、お知らせします。

【処分する事業者】

事業者名：有限会社ロータス大久保（兵庫県明石市）

【行政処分の内容】（取消年月日：令和7年10月8日）

- （1）自動車特定整備事業^{※2}の停止 30日間
- （2）指定自動車整備事業^{※3}の指定の取消し

【法令違反行為の主な内容】

- 3台の自動車についてペーパー車検を実施した（道路運送車両法第94条の5違反）
- 自動車特定整備記録簿を虚偽記載した（道路運送車両法第91条第1項違反）
- 依頼者に対し概算見積書を交付していなかった（道路運送車両法第91条の3違反）

配布先

青灯クラブ
陸運記者会

【用語説明】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間を更新するために必要な点検、整備及び検査を実際には実施することなく、書面（保安基準適合証）のみで車検の手続きを行う不正な行為。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、エンジンやブレーキなどを取り外して行う自動車の特定整備を行う事業であり、当該事業を經營しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。

【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

（保安基準適合証等）

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。